

# 茅ヶ崎市立汐見台小学校 いじめ防止基本方針



令和3年4月1日  
(令和3年1月改定)

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童、どの学校でも起こり得るものです。いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害行為であるという認識を持ち、いじめを生まない、いじめを許さない学校の風土をつくることに努めます。また、全ての児童が、互いを認め合いながら学び、安心できる学校づくりを行うとともに、保護者、地域の方々、その他の関係者との連携を図りながら、多くの目で子ども達を見守ることができるように、学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第2条）

〈補足〉

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級や、習い事等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物品を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを指す。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、背景を含めた調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) 学校及び教職員の責務

いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童の理解を深め、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見・対応に取り組みます。また、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、解決を図るとともに再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取り組み

- ① すべての教育活動を通じて、道徳心や規範意識を養い「命を尊ぶ心」や「他者を思いやる心」を育みます。
- ② 児童の自主的、主体的な活動を推進することを通して、誰もが活躍でき認められる機会を多くつくり、自己有用感や自己肯定感を持てるように努めます。

- ③ 児童の発達段階に応じた道徳教育、異学年交流等を通して、好ましい人間関係が築けるように、コミュニケーション能力の素地を養うことに努めます。
- ④ 「いじめは絶対してはならない」という雰囲気为学校全体につくるよう努めます。また、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告し、いじめを止めることの重要性を理解させるように努めます。
- ⑤ 学習について困り感がある児童に寄り添いながら、わかりやすい授業づくりを進めます。少人数指導や個別指導、ふれあい補助員の活用等を行いながら、児童の達成感を養います。
- ⑥ 児童に寄り添った教育相談ができるように、児童との信頼関係の構築に努めます。
- ⑦ 「いじめは決して許されない」という共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質、いじめを把握した時の対応等について、校内研修や職員会議、児童支援会議等を通して共通理解を図り組織的に対応します。
- ⑧ 児童の小さな変化も見逃さず見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童と関わる時間を多くするように努めます。

## (2) いじめの早期発見のための取り組み

- ① 教職員は、日頃から児童の表情や態度の変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するなど、その時々には適切な対応が取れるように、児童支援会議を月1回行います。
- ② いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施いたします。
  - ・児童対象アンケート調査（年2回：7月、12月）
  - ・臨時のアンケート調査（随時）
  - ・保護者との個人面談や教育相談（個人面談：年2回、教育相談：随時）
- ③ 児童及び保護者がいじめに係る相談ができるように、次のとおり、相談体制の充実を図ります。
  - ・スクールカウンセラーの活用
  - ・こころの教育相談員・ふれあい補助員の活用
  - ・特別支援教育相談員の活用
  - ・相談ボックスの設置（ぼかぼかルーム）
- ④ 校外でもいじめが起こることを踏まえ、地域や家庭にいじめについての啓発を行い、地域で児童を見守り育てる意識を持つように、会議や集会に出席した折に働きかけていきます。

## (3) いじめに対する迅速な対応と再発防止の取り組み

- ① 教職員は、個人で情報を抱え込むことがないように、管理職や担任、関係教職員が連携して、チームで組織的にきめ細かく対応していくことを基本とします。
- ② 教職員がいじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ、該当児童に事実関係の確認を行います。
- ③ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認をするとともに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。特に暴力を伴ういじめについては、迅速に対応をします。

- ④ いじめの事実が確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、またはいじめが解消されていない場合には、いじめを受けた児童をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめを受けた児童の支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ⑤ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、相手の心身に深く傷つける行為であることを指導します。また、その児童や保護者へは、健全な学校生活を営ませるための助言を継続的に行います。
- ⑥ いじめがきっかけで児童が登校できない場合、保護者と連携を図りながら、一定の期間、安心して学習できる部屋を確保したり、支援計画を立てたりするとともに、特別支援教育相談員やスクールカウンセラー、関係諸機関と連携を取り、心のケアに努めます。
- ⑦ いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めたり誰かに知らせたりできる勇気を持つよう指導します。
- ⑧ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめであることを理解させるよう指導します。
- ⑨ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会、警察等と連携して対処します。
- ⑩ いじめが解消している状態であっても、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的にきめ細かく観察し、再発防止に努めます。

#### **(4) インターネット上のいじめへの対応**

情報社会の一員としての自覚を持ち、適切に行動する態度を身につけることができるように、また、インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に情報モラル教育を行います。

#### **(5) 家庭との連携**

- ① 「命を尊ぶ心」や「他者への思いやり」の気持ちを育むために、家庭との連携を図ります。
- ② いじめの事案が発生した時には、いじめられた児童といじめを行った児童の双方の保護者を支援し、両方の家庭と連携を図り解決に努めます。
- ③ いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導するとともに、家庭と連携しながら当該児童が抱える悩みや葛藤などの背景を把握して、適切な助言や支援をしていきます。

#### **(6) 地域との連携**

- ① いじめは学校内だけでなく、児童が通う塾やスポーツクラブ、インターネット等で起こることもあり、学校だけの対応には限界があります。地域で活動されている指導者や民生児童委員、地域住民の方々と情報交換を行い連携していきます。
- ② P T Aや地域の関係団体と連携して、地域全体で児童を見守り、健全な成長を促すことに協力していきます。

#### **(7) 関係諸機関との連携**

- ① いじめを行った児童やいじめを受けた児童の立ち直りを支援していくため、医療や福祉の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を求めています。

- ② 教育相談にあたっては、心の教育相談員やスクールカウンセラーだけでなく、医療機関等の専門機関や市青少年相談室等の連携も図っていきます。また、相談窓口等の詳細については児童や保護者に周知していきます。
- ③ 必用な教育的指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を取っていきます。特に犯罪につながる場合は、市教育委員会と相談しながら警察と連携し対処していきます。
- ④ 日頃より関係諸機関の担当者と、情報交換の機会を持ち、顔がわかる関係づくりをつくりまします。

### 3 組織としての対応

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等は、「共感・支援グループ」が中心となって行っていきます。いじめ或いはいじめと疑われる相談・通報があった場合は、いじめ対策委員会を開催します。

#### (1) 「いじめ対策委員会」の構成

管理職、共感・支援グループ担当者、担任及び該当学年、教育相談コーディネーター、児童指導担当者、養護教諭

※内容に応じて、外部関係機関の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

#### (2) 組織の役割

- ・いじめ防止等の基本方針の見直し・年間計画の作成・取り組みの実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の記録・報告
- ・いじめの認知や対応等に関する教職員研修等の実施

### 4 重大事態への対応

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、いじめによって相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、迅速に、茅ヶ崎市教育委員会を通じて市長に報告するとともに、「特別事案対策部」を設置し、市教育委員会と協議の上、事実関係を明確にするための調査に着手します。

#### (1) 重大事態の意味

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日を目安として、欠席を余儀なくされている場合  
一定期間連続して欠席している場合も重大事態として対応する。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

## **(2) 特別事案対策部の構成**

管理職、共感・支援グループ担当者、担任及び該当学年  
教育相談コーディネーター、児童指導担当者、養護教諭  
スクールカウンセラー、教育委員会関係者

※内容に応じて、外部関係機関の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

## **(3) 組織の役割**

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・調査結果を、市教育委員会へ通じて市長へ報告

## **5 その他**

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、適正に自校の取組みを評価します。